事業用建築物

　念 　 書

私は、墨田区（住居表示で記載）　　　　　　に建設する仮称

の再利用対象物（資源）保管場所及び廃棄物保管場所等に関し、下記の事項を遵守することをお約束します。

記

１　再利用対象物（資源）・廃棄物保管場所、ごみ容器等持ち出し場所及びごみ容器等は、常に清潔を保ち適

正に管理します。

２　敷地内の再利用対象物（資源）・廃棄物保管場所から収集日当日に容器等を別図（配置図、平面図に明記）

持出し場所まで責任をもって持ち出します。

３　居住者から排出される資源・廃棄物及び粗大ごみの排出ルールは、建物管理者が責任をもって居住者へ徹

底させます。

４ ごみ容器等の取り扱い及びごみ容器集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにす

るとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。

５　粗大ごみは収集日当日、収集業務の遂行に支障のない場所に持ち出します。

６　事業系廃棄物については、許可業者による収集とします。保管容器数の算定に記載の収集間隔（必要回数）

については、別添契約書に記載の委託業者が責任をもって収集します。尚、本書提出時に委託業者が決定

していない場合は、契約締結後速やかに契約書の写しと委託業者の許可証の写しを提出します。

７　ごみ容器保管場所に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに保管場所を増設するとともに、必要な

数だけのごみ容器を設置します。

８　再利用対象物保管場所に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに増設します。

上記事項については、建築物を分譲又は管理を業者委託した後も、責任をもって実施します。

また、賃貸建築物の売却等により所有者が変更になっても、すべての事項について引き継ぐことをお約束し

ます。

令和　　　年　　　月　　　日

墨田区長　様

建築主（事業主）　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

住居用建築物のみ

　念 　 書

私は、墨田区（住居表示で記載）　　　　　　に建設する仮称

の廃棄物保管場所等に関し、下記の事項を遵守することをお約束します。

記

１　廃棄物保管場所、ごみ容器等持ち出し場所及びごみ容器等は、常に清潔を保ち適正に管理します。

２　敷地内の廃棄物保管場所から収集日当日に容器等を別図（配置図、平面図に明記）

持出し場所まで責任をもって持ち出します。

３　居住者から排出される資源・廃棄物及び粗大ごみの排出ルールは、建物管理者が責任をもって居住者へ徹

底させます。

４ ごみ容器等の取り扱い及びごみ容器集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにす

るとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決します。

５　粗大ごみは収集日当日、収集業務の遂行に支障のない場所に持ち出します。

６　ごみ容器保管場所に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに保管場所を増設するとともに、必要な

数だけのごみ容器を設置します。

上記事項については、建築物を分譲又は管理を業者委託した後も、責任をもって実施します。

また、賃貸建築物の売却等により所有者が変更になっても、すべての事項について引き継ぐことをお約束し

ます。

令和　　　年　　　月　　　日

墨田区長　様

建築主（事業主）　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞